

I はじめに

I はじめに

1 計画策定の趣旨

社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応し、より効果的に政策課題や地域課題を解決していくためには、市民活動団体と市がそれぞれの長所や特性を生かし、役割分担をしながら解決方策をともに考え行動する、協働のまちづくりに積極的に取り組む必要があります。

2008(平成20)年度に本計画を策定して以来、基本施策に基づく取組を実施してきました。しかし、市民活動団体間での情報交換や交流活動は十分に行われておらず、市民活動団体の自立に関しては、組織、財政基盤は依然として弱い状況が続いています。さらに、市民、企業、行政などの協働に対する理解や意識が十分に浸透していないことが見受けられます。

このことを踏まえ、協働の考え方をもとに、それぞれの役割分担やルールなどの基本的な考え方を整理し、市民、市民活動団体、企業、行政が一体となって、社会全体で連携・協力しあう協働都市の実現に向け、新たな協働推進基本計画を策定します。

2 計画の愛称・期間

1 計画の愛称を決めました

市民のみなさんに親しみをもって計画を知っていただくために、本計画の愛称を以下のように決定しました。

こみっとプラン

「こみっと」とは、「関わる」という意味の「Commit(コミット)」と、水戸市の「みと」を掛け合わせたものです。市民、市民活動団体、企業、市と一緒に関わり合いながら、水戸を元気なまちにしていこうという想いが込められています。

2 本計画の実施期間について

本計画の期間は、「水戸市第6次総合計画」を踏まえ、2015(平成27)年度から2023(平成35)年度までの9年間とします。

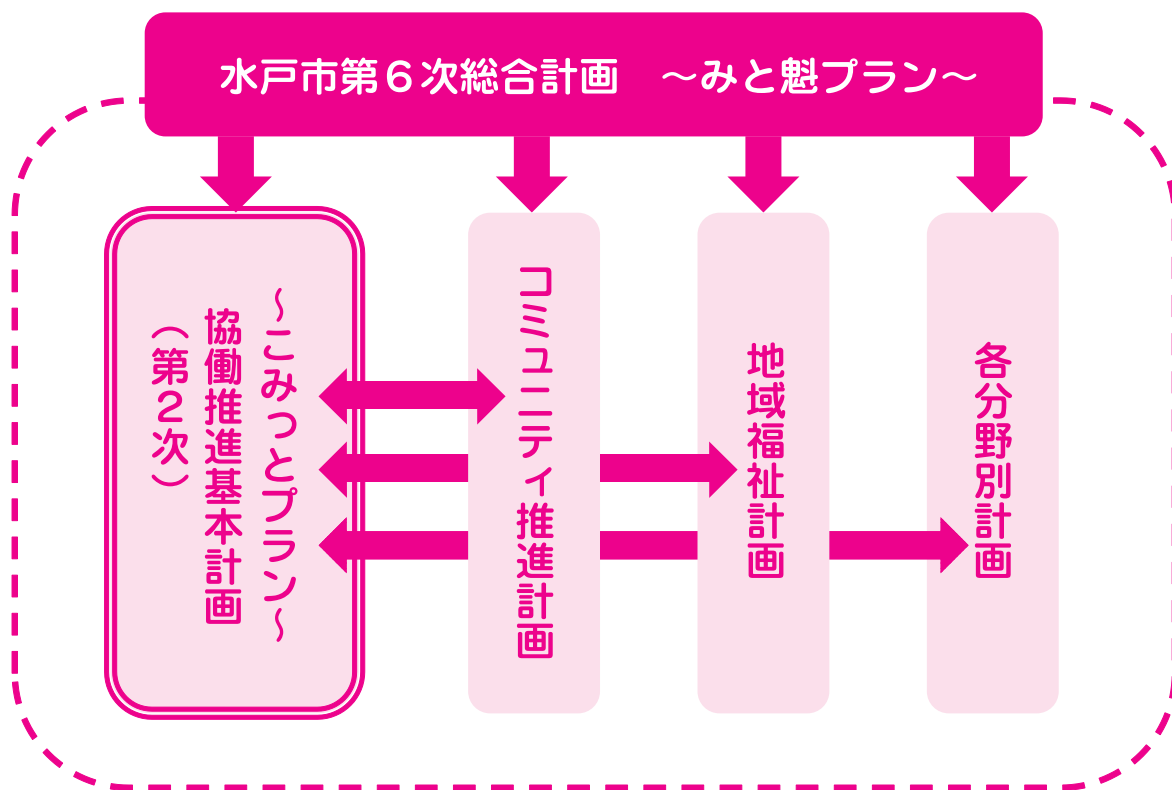
なお、必要に応じて、現状や課題、施策などについて見直しを行い、社会情勢の変化に柔軟に対応していきます。

3 計画の位置付け

水戸市は、2013(平成25)年度に策定した「水戸市第6次総合計画」において、将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」と定め、その実現に向けた目標の一つとして、「市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり」を掲げています。

また、地域社会の視点から、地域コミュニティ団体の活動については「水戸市コミュニティ推進計画」、福祉サービス活動については「水戸市地域福祉計画」を策定しており、団体・リーダーの育成や、市民、行政、ボランティア団体、NPOなどとの関係の確立を図り、市民と行政との協働を進めていくこととしています。

本計画は、これらの計画のほか、市の様々な分野の業務に関する計画との整合を図りながら、市民満足度の高い行政運営を実践し、市民との協働のまちづくりを実現するため、具体的方向性を定めることとします。





水戸市の各分野別計画の中で、特に本計画と関係が深い項目を以下に示します。

● 水戸市第6次総合計画

『4 市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり』

『4-1 市民の多様な活動の推進』

『4-1-2 ボランティア・NPO活動の推進』

※『4-1-2 ボランティア・NPO 活動の推進』の中では、「市民団体との協働事業の数」を目標指標として定めており、現状（2012年度）の59件から、目標値（2023年度）の100件を達成することを掲げています。

● 水戸市コミュニティ推進計画（第3次）

『目指す姿 協働でつくる持続可能な地域社会

地域力を未来へつなぐ安心・安全なまち 水戸』

● 水戸市地域福祉計画（第2次）

『第5節 地域福祉に関する活動への市民参加の促進』

4 語句の確認をしよう

計画の中で使う語句の意味を確認しましょう。

(1) 協働

協働とは、異なる主体が、達成しようとする目的や課題を共有し、各々の特性に応じた役割分担のもと、それぞれの責任を果たしながら、対等な立場で、連携・協力して公共的な事業などに取り組むことです。

(2) 市民活動

市民活動とは、市民及び公益的な活動を行う団体などが自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって、社会貢献性を持つものです。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又は、これに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 非営利活動

市民活動団体の構成員に収益を還元・分配せず、その目的の事業の更なる発展・強化を図るため、主たる事業活動に資金を充てることを目的とした活動です。

※活動において、収益を上げることを制限するものではありません。

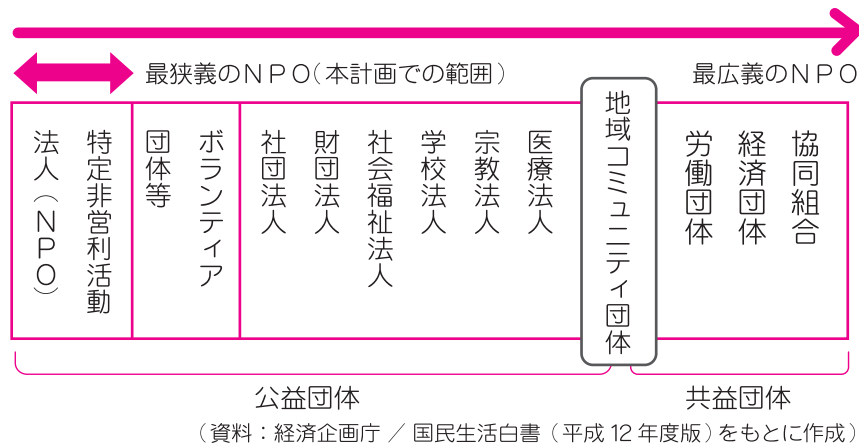
(4) NPO

NPOとは、Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織と訳されます。

広義から狭義まで、その定義には幅があり、統一的な定義はありません。

本計画でいうNPOは、特定非営利活動促進法により法人として認証を受けている団体です。

【NPOに含まれる団体の種類】



(5) 市民活動団体

市民活動団体とは、市民活動を行う団体 (NPO、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、公益的な活動を行う企業など) です。また、市民活動団体を構成する市民には、在住外国人市民を含みます。

(6) ボランティア団体

ボランティア団体とは、社会事業などに自発的に参加し、技能や労力を無報酬で役立てる人々が集まった団体で、対価を得る有償のボランティア団体も含みます。

(7) 地域コミュニティ団体

地域コミュニティ団体とは、本市のコミュニティ組織である「水戸市住みよいまちづくり推進協議会」を構成する「地区会」をはじめ、町内会 (自治会)、女性会、高齢者クラブなど、町又は字の区域その他市内の一定の区域において、地域的な共同活動を行う団体です。

(8) 企業

企業の社会的責任 (CSR)¹の意識が高まり、地域の構成員として、地域活動に参加することで、地域の活性化に貢献しようとする動きが活発になっています。本計画では、株式会社、有限会社、個人事業者 (自営業者) など、営利活動を主な目的とする団体を企業とし、その中で、公益的な活動を行う団体は市民活動団体に含めるものとします。

¹ 企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) 持続可能な地域社会の実現に向けた、経済的・法的責任のほか、具体的な実効性のある社会貢献活動に対する企業評価のこと。